

財政金融分野における対応と今後の課題

～当面の緊急対応から復旧・復興に向けた対応へ～

かねこ たかあき
財政金融委員会調査室 金子 隆昭

1. 東日本大震災による被災の概観とその影響

平成23年3月11日、三陸沖を震源に発生した東日本大震災は、宮城県北部で震度7のゆれを記録するとともに、三陸沿岸を中心に観測された津波は10メートル以上に達すると推定されている。今般の東日本大震災による被害状況は、人的被害で死者15,091名、行方不明9,093名、建築物被害で全壊90,321戸、半壊37,161戸などに達しており（5月17日現在）、平成7年1月17日に起きた阪神・淡路大震災を大きく上回っている。

今般の東日本大震災では、こうした震災による直接的な被害に加え、東京電力福島原子力発電所の事故により、原子力緊急事態宣言が発令され、さらに、福島原子力発電所以外にも火力発電所の被災もあって、発電所周辺地域における住民避難、食品等の摂取・出荷制限や緊急措置としての計画停電の実施など、広範多岐にわたる被害・影響が生じている。特に東京電力福島原子力発電所の事故は、現在も継続中であり、事態の収束（原子力緊急事態宣言の解除）のめども立っていない。

このように今回の被災による被害・影響は、その被災地の地域特性にかかわらず、被災範囲の広範性や津波・原子力事故被害の発生などの各種の要因があいまって、阪神・淡路大震災との比較で経済面から見ても、極めて大きなものとなることが予想されている。

東北三県（岩手県、宮城県、福島県）の経済規模等

（単位：km²、1,000人、100万円）

	面積	人口	県内総生産	産業分類別			産業のうち 金融・保険業	2010/3期末	2010/3期末	法人税収
				第1次産業	第2次産業	第3次産業		預貯金残高	貸出金残高	
全県計	377,944	127,692	520,249,343	5,800,278	136,785,404	397,608,603	35,826,564	10,167,648	5,274,097	9,147,866
岩手県	15,279	1,352	4,544,443	174,510	1,084,003	3,413,243	240,905	70,103	27,913	19,641
宮城県	6,862	2,340	8,285,510	140,711	1,615,378	6,797,552	383,518	124,252	60,594	57,990
福島県	13,783	2,052	7,883,359	147,514	2,560,907	5,350,542	341,291	105,144	44,609	44,737
三県合計	35,924	5,744	20,713,312	462,735	5,260,288	15,561,337	965,714	299,499	133,116	122,368
(割合)	(9.51%)	(4.50%)	(3.98%)	(7.98%)	(3.85%)	(3.91%)	(2.70%)	(2.95%)	(2.52%)	(1.34%)
(参考) 兵庫県	8,396	5,586	19,135,712	98,632	5,546,852	14,315,619	1,119,590	406,140	156,638	228,085
(割合)	(2.22%)	(4.37%)	(3.68%)	(1.70%)	(4.06%)	(3.60%)	(3.99%)	(2.97%)	(2.49%)	

（注1）各経済活動別の金額には帰属利子の二重計上があることなどから、合計しても県内総生産額に一致しない。

（注2）2010/3期末の預貯金残高及び貸出金残高の単位は億円。金融ジャーナル2010.12増刊号による。

（注3）法人税収は、平成20事業年度分の諸加算税等を含む総額で、全県計には連結法人を含まない。

（出所）総務省統計局「日本の統計2010」、内閣府「県民経済計算」（平成19年度）等

財政金融分野においても、東北地方（特に太平洋沿岸部）を中心とした地域において、預金者・借入者自身の被災と併せて金融機関が被災したことや確定申告などに係る徴税等の行政執行の支障などについて、緊急的な対応が必要となった。また、既に成立した平成23年度第一次補正予算等も含め、今後の復旧・復興に向けた財政、税制、金融面での政策対応については、阪神・淡路大震災当時の措置を上回るものとなることが予想されている。

以下においては、東日本大震災に対するこれまでの対応を被災に対する緊急対応と復旧・復興に向けた政策的対応とに整理しつつ、概観していくこととしたい。

2. 金融面を中心とした被災への緊急対応と金融システムの安定の確保

被災地域の金融機関の状況については、その営業店の一部に、いまだに影響が生じている状態となっている。金融庁は、東北6県及び茨城県に本店のある72金融機関について、その状況を随時まとめているが、震災発生当初の3月14日には、1割以上の営業店の閉鎖が確認された（営業店数約2,700のうち約280が閉鎖）。その後の復旧により、閉鎖店舗数は減少しているものの、依然約3%に相当する87の営業店が閉鎖されている状況となっている（5月16日時点）。特に津波被害の大きかった沿岸部に営業基盤を置く信用金庫、信用組合に対する影響は大きく、例えば、気仙沼信用金庫では12店舗中8店舗が営業できていないとされている¹。

こうした状況に対し、まず預金者・借入者の被災等に対応する措置として、震災当日の3月11日に、自見金融担当大臣と白川日本銀行総裁との連名による通知「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」が発出された。これは、金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険会社、火災共済協同組合に対して、状況に応じた金融上措置（便宜措置等）を適切にとるよう要請するものである²。具体的には、通帳や印鑑を紛失した場合等の払戻しへの対応や災害の状況等を勘案した貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等が要請されている。こうした要請・便宜措置については、全国銀行協会等の預金取扱金融機関関係の各協会を通じた周知も図られている。例えば、今般は、二次的な広域避難が行われていることもあり、避難先の他の金融機関において被災者の預金の払戻しに応じる必要性が高くなっている。このため、3月25日以降、各協会の働きかけ等を通じて³、預金の代理払いの取扱いが被災地域の地域金融機関を中心に相当数の金融機関において実施されている。特に被災地域の6信用金庫及び3信用組合の預金者については、避難先の銀行においても預金引出しが可能となっている⁴。

こうした被災者への対応に併せて、金融市場システム、各種の決済に係るシステム面においても、支障の生ずることのないよう、各般の措置が講じられた。まず、資金決済については、全国銀行協会が、3月11日から当分の間、全手形交換所において、今回の災害のため呈示期間が経過した手形でも交換持出等を行うことや不渡となった手形・小切手について、不渡報告への掲載等を猶予する措置を実施することを公表した。また、証券市場についても、3月13日には自見金融担当大臣は談話を公表し⁵、「金融市場及び証券市場については、システム等は正常に作動しており、3月14日以降も、円滑な経済活動を確保する観点から、通常通り、取引が行われる」とした。証券取引所（金融商品取引所）に対しては、開設する市場における有価証券の売買等の状況が公益又は投資者保護のため有害であり、必要かつ適当であると認める場合には、10日以内（閣議決定を経た場合には3月以内）の業務停止命令が可能であるが（金融商品取引法第152条第1項。特に第2号）、震災後の株価の下落の中でも⁶、市場閉鎖が行われることはなかった。

こうした金融システム・決済に係る措置に加え、日本銀行も潤沢な資金供給を行っている。具体的には、金融機能の維持と資金決済の円滑の確保を図る観点から、大震災以降、被災地域向けに3,500億円超の現金を供給するとともに、金融市場に対しても、過去最大規模の資金供給オペレーションを行うなど、連日の資金供給が行われた。こうした資金供給の一方で、3月17日には1ドル76円台前半と16年ぶりの最高値を更新する為替（円）相場の急上昇が起こった。これは、被災による資金需要を国内で賄うことができず、海外に保有されている外貨資産の換金による日本への送金（リパトリエーション）が行われるのではないかとの見方（思惑）が外国為替市場で支配的となったことなどによるものである。こうした市場の動向に対しては、3月18日にG7財務大臣・中央銀行総裁声明に基づき、米、英、カナダ及び欧州中央銀行とともに協調為替介入が行われた。その声明の中では、「為替レートの過度の変動や無秩序な動きは、経済及び金融の安定に対して悪影響を与える。我々は、為替市場をよく注視し、適切に協力する。」との金融の安定に向けた決意と「日本の経済と金融セクターの強靱さへの信認」が表明されている。

3. 年度末に向けた徴税、資金需要などに関する対応

今般の大震災は、3月11日という年度末を間近に控えた時期に発生したことから、納税申告、各種報告等の提出や資金需要の増加などに関して、年度末（越え）を考慮した各種の措置も講じられた。

国税の申告・納付等の手続では、所得税等の申告期限が差し迫っているといた状況の下で地震が発生したことを踏まえ⁷、当面の対応として、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県を納税地とする納税者に対して、国税通則法第11条に基づき、全ての税目について、申告等の期限延長が行われている⁸。また、関税に関しては、同様の期限延長が、関税法第2条の3に基づき行われているほか⁹、救援物資や損傷・亡失貨物などに係る手続の簡素化等の措置も講じられている¹⁰。

また、3月末に事業年度末を迎える企業は多く、特に金融機関の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までと法定されていることから（例えば、銀行法第17条）、有価証券報告書や各種の報告について、その提出期限の延長等も必要となった。このため、金融庁からは、「金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化」、「金融機関等の報告の提出期限の弾力化」及び「有価証券報告書等の提出期限に係る特例措置の延長」の3つの措置が示されている。このうち、金融機関等の報告や有価証券報告書等に関する期限延長については、例えば6月末までとされている報告期限を9月末までに延長するなどとしている。また、金融マニュアル等に係る措置は、資産査定関係に係るものである。具体的には、被災地域の金融機関を中心に、通常であれば、取引先の実態把握に基づいて行われる資産査定について、震災の影響等により、債務者の実態把握が一時的に困難である場合があること等を踏まえて措置されたものである。この措置により、実態把握が困難な債務者への貸出金等について、従前（震災前）の情報により査定する特例を設け、震災による赤字・延滞を「一過性」のものと判断できれば、債務者区分の引下げを行わなくてもよいとする運用の明確化等を行っている。

さらに、3月11日以降要請されている金融上の措置に加え、年度末の資金需要に対応する観点から、関係金融機関に対し、中小企業等金融円滑化法（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律）の趣旨を踏まえ、できる限り、返済猶予等の貸付条件の変更等やつなぎ資金の供与等に応じるよう要請された¹¹。日本銀行も、年度末越えに際しての潤沢な資金供給を継続し、金融機関の有する日本銀行当座預金残高は40兆円を超える水準を維持するところとなった。こうした施策などの結果、金融システム・決済システムそのものには、大きな問題は生じなかった¹²。なお、中小企業等金融円滑化法については、平成23年3月31日で期限切れを迎えることとなっていたが、その期限を1年間延長する「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第3号）が3月31日に参議院本会議にて可決・成立している¹³。

なお、これらの措置とは別に、震災以降、財務局・財務事務所から地方公共団体に対し無償貸付等が可能な未利用国有地等の情報提供も行われている。3月末以降は被災者の広域的な二次避難のため、国の宿舍等と公営住宅等とを合わせて、政府対策本部により公表し、利用可能な国の宿舍等の詳細データを各財務局・各財務事務所から都道府県に対し、情報提供している。なお、これまでに国家公務員宿舍等では31,306戸が受け入れ可能とされ、そのうち4,036戸が既に提供済となっているほか、国有地13件4,110,564㎡等も提供されている。

4. 東日本大震災の経済・金融面での影響

東日本大震災の被害総額の推計や平成23年1－3月期以降の経済成長への影響などについては、民間シンクタンク等により、各種の試算が震災発生直後から示されたが、政府からは、3月23日に月例経済報告等に関する閣僚会議において「東北地方太平洋沖地震のマクロ経済的影響の分析」（内閣府）が示されている。この中では、被災地域におけるストック（社会資本・住宅・民間企業設備）の毀損額を約16～25兆円と推計し、阪神・淡路大震災における被害額（約10兆円）を上回る数字を示した。さらに、フロー面での影響では、平成23年度で1.25兆円～2.75兆円（実質GDP比0.2～0.5%程度）のマイナスの影響が発生すると試算している。

阪神・淡路大震災の際には、震災発生時の当該四半期を含めて実質GDPの減少は見られなかったのに対し、今回の大震災では、より大きな生産活動への影響が見込まれるところとなっている。その理由としては、まず、地震の規模や被害地域の広範性あるいは津波、原子力発電所の事故といった被害が生じていることが挙げられるが、それ以外にも、例えば、次の二点を指摘することができる¹⁴。

第一に、サプライチェーン（部品等に係る供給体制・供給網）の中に、被災地の工場（及びそこで生産されている代替可能性の低い部品や素材）が組み込まれているため、被災した場合の影響が大きいことである。典型的には自動車生産に見られるように、被災地における電子部品供給に関する被災が、（トヨタ等の）被災地以外の企業の生産に対して、大きな影響を与えている。さらにその影響は、米国、中国などとの国際的な相互依存関係の中

で、国内にとどまらないものとなっており、こうしたサプライチェーンの分断が影響をより大きくする可能性がある。

第二に、東京電力福島第一原子力発電所の事故に最も顕著に現れている発電設備の毀損により、今後の電力供給に制約が生ずることが懸念される点である。大震災直後の計画停電に伴う混乱にも見られたように、電力の供給制約によるボトルネックが生じた場合には、経済的な影響は極めて大きい。菅首相による要請を受けた中部電力浜岡原子力発電所の停止なども加わり¹⁵、夏場の電力需要期に向け、供給制約によるボトルネックをいかに解消できるかが、今後の経済状況の見通しに大きな影響を与える要因となってくる。

このように東日本大震災の経済的影響は極めて大きく、国内にとどまらない国際的な関心事ともなっている。既に述べた3月18日のG7財務大臣・中央銀行総裁声明と同様、G20財務大臣・中央銀行総裁声明（4月14日から15日ワシントン）においても、「日本の経済と金融セクターの強靭さへの信認」が表明され、我が国経済に対する信認は、先進国・新興国に共通のものとなっている。その一方で、同声明では「日本での出来事は、経済面での不確実性とエネルギー価格の緊張を増加させた」との認識も示され、我が国経済は、世界経済におけるリスク要因として位置付けられている。

例えば、世界銀行が3月21日に公表した「東アジア太平洋地域経済報告書」でも、「完全な予測を行うには材料が不十分である」とした上で、日本の成長に対しては「一時的」な、また、堅調な域内経済に対しては「限定的」な影響であるとしつつ、特に貿易面と金融面における影響を指摘している¹⁶。このうち、貿易面では、今回の場合、自動車とエレクトロニクス産業における生産ネットワークの分断により、問題が長引く可能性があるとしてサプライチェーンの問題を指摘している。また、金融面については、東アジア諸国が抱える長期債務のおよそ1/4が円建てという域内金融の円に対する依存の状況を指摘している。例えば、円高が進行した場合、円が1%上昇するごとに、円建て債務に対する域内途上国の年間返済負担額が約2億5千万ドル増えると分析されている。

また、我が国発の世界経済に対するリスクには、震災被害からの復興の問題だけでなく、我が国の財政問題、特に今回の震災による復興費用の増大が招く財政赤字の拡大に対する懸念も含まれている。例えば、IMFが4月11日に公表した世界経済見通し（World Economic Outlook）では、日本の当面の財政上の優先課題を復興支援とした上で、「復興に向けた取り組みが行われ被害規模の把握が一層進んだ段階で、公的債務比率の中期的な引き下げのための明確な財政戦略と、復興のための支出をリンクさせることを主要課題とすべき」としている¹⁷。

5. 復旧・復興等に向けた財政、税制面での政策対応

阪神・淡路大震災の際には、当面緊急に必要な経費約1.0兆円を追加する平成6年度第二次補正予算が平成7年2月28日に成立し、さらに阪神・淡路大震災等関係経費約1.4兆円を盛り込んだ平成7年度第一次補正予算、阪神・淡路大震災復興対策費等約0.8兆円を盛り込んだ平成7年度第二次補正予算が、それぞれ同年5月、10月に成立している。今般の東日本大震災に関する予算対応も、数次にわたることが予想されており、その第一弾と

なる平成23年度第一次補正予算（平成23年度一般会計補正予算（第1号）外2件）は、4月28日に国会に提出され、異例のゴールデンウィーク中の審議を経て、5月2日に参議院本会議において、成立している。この補正予算は、赤字国債（特例公債）に依存しない形で編成されたが、震災関連経費4兆153億円が計上される一方、3兆7,102億円の既定経費の縮減が行われ、震災関連経費のほとんどは、既定の歳出を振り替えたものとなっている。

このうち、基礎年金国庫負担の年金特別会計への繰入れの縮減（2兆4,897億円）については、見合いとなる財源（財政投融资特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の国庫納付金の納付の特例）を補正予算に計上された震災関連経費の財源として活用するための措置が必要となる。このため、「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案」（閣法第67号）が、補正予算と同日に提出され、補正予算と同じ5月2日に成立している。なお、これらの財源を基礎年金国庫負担の年金特別会計への繰入れの財源として規定している「平成23年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」（閣法第1号）については、閣法第67号の提出に併せて、内閣修正が行われた。この内閣修正により、法律名は「平成23年度における公債の発行の特例に関する法律」に改められている。特例公債（赤字国債）の発行に加え、本格的な復興対策や被災に伴う税収の減少などに対応する補正予算の財源をどのように確保するかが、今後の課題となる。

なお、補正予算の編成に併せて行われた財政投融资計画の補正では、危機対応融資（日本政策金融公庫による日本政策投資銀行及び商工中金を通じたツーステップローン）2.4兆円など4.3兆円も追加されている。この財政投融资計画の補正による危機対応融資の拡充等に併せ、日本政策投資銀行に対する出資措置等に関する株式会社日本政策投資銀行法の改正等も行われている¹⁸。

また、補正予算の提出に先立つ4月27日には「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案」（閣法第57号）が成立している。これは今般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、現行税制をそのまま適用することが被災納税者の実態等に照らして適当でないと考えられるもの等についての緊急の対応措置を盛り込んだものである。この中には、阪神・淡路大震災の際には採られなかったもの、例えば、平成25年分の所得税までの間、大震災関連寄附に係る寄附金控除の控除可能限度枠を総所得の80%（現行：40%）に拡大する等の東日本大震災に関連する寄附金控除の拡充措置¹⁹、被災した船舶や自動車に関連する税制上の措置（代替資産に係る特別償却のほか、登録免許税や自動車重量税の免税等）などが盛り込まれている。加えて、平成22年度税制改正で導入された揮発油税等に係る「トリガー条項」を、大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止する措置なども含まれている。なお、今後の税制改正についても、全体の復興支援策の中にあって税制で対応すべき施策については、後日取りまとめるとされている²⁰。

6. 復旧・復興等に向けた金融面からの政策対応

一方、復旧・復興に向け、金融面でも、被災者の新規の資金需要に対応する等の観点から、金融の円滑の確保とそのため必要に応じた政策対応が必要となる。この点、これまでの対応では、前述した危機対応等のための政策金融や日本銀行による資金供給（金融緩和）が中心となっている。このうち、日本銀行は、3月14日にリスク性資産を中心とした買入れの拡大（資産買入れ基金を5兆円から10兆円に増額）を、また4月7日には、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」の導入を決定している。前者は、市場において過度にリスクを回避する動きが起きることで、経済活動を下押しすることのないよう、J-R E I T等のリスク性資産の買入れ拡大を決めたものであり、後者の貸付規模を1兆円と、阪神・淡路大震災の際の2倍の資金供給規模を設定している。

こうした対応に加えて、民間金融機関については、被災地の資金需要に応えるため、被災金融機関等をいかに救済・支援するかという点に関し、検討が進められている。民間の資金需要に応え、今後とも復旧・復興資金を円滑に供給していくという民間金融機関の基本的な役割に関し、金融機関自身の被災あるいは貸付先の被災により、財務体質が悪化することで貸出余力の低下につながるものが懸念されている。このため、既に仙台銀行、七十七銀行や筑波銀行などの金融機関が、金融機能強化法等に基づく資本増強を検討しているとされている²¹。この金融機能強化法（金融機能の強化のための特別措置に関する法律）は、一定の数値目標を定めた経営強化計画を提出した民間金融機関に対し、国が資本参加すること（公的資本増強）により、金融機能の強化を図ろうとするものであるが²²、公的資本増強に当たっては、計画目標の達成など、一定の経営責任の明確化等が必要となっている。自見金融担当大臣は、4月8日の記者会見において、被災地に所在する金融機関を含めて、地域金融機関全体として、十分な自己資本が確保されているとの認識を示したが、その際に、併せて、金融機能強化法に係る適用要件について、震災の特例を設けるなどの検討を行うことを表明している。今後、提出される予定となっている「金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案」（仮称）については、現時点では、次のような枠組みの考え方が示されている²³。

まず、国の資本参加の申請期限（現行：平成24年3月31日）を5年間延長する。その上で、申請に当たっては、経営責任を問わず、収益性・効率性等の向上の具体的な目標を求めないこととし、公的資本増強に係る国の資本参加のコスト（金融機関の負担コスト）を、平時より引き下げるといった震災の特例を設けるとしている。また、協同組織金融機関については、中央機関（信金中央金庫や全国信用協同組合連合会等）の役割等の特性に応じて、国と中央機関が一体となって資本参加を行い、中央機関が、被災金融機関の経営を指導する役割を担うことに加えて、「将来の事業再構築に伴い繰越損失の処理が必要となった場合は、預金保険の資金等を活用し、参加資本を整理することを可能とする」としている。この中では、協同組織金融機関に対して注入した公的資金の整理を可能としている点が注目されるが、実質的に公的資金の返済の免除等を認めることになるのであれば、その要件と効果、そして他の金融機関との均衡などについて、十分な検証が必要となると考えられる。

また、こうした検討と併せて、民間金融機関の有する被災者の既存のローン負担の軽減と生活再建のための必要となる新たな資金貸付とを、いかに両立させるかという「二重ローン問題」についても、今後その対応を検討していく必要がある。被災により、既存のローンの対象となる住居や事業用資産などが滅失した場合、既存ローンの返済等が不能・困難となる一方、生活基盤を確保するためには、実質的に既存ローンと同じ（住居や事業用資産のための）ローンの借入れ負担を新規に担わざるを得ない状況も生まれている。この点に関しては、私的整理スキームに基づく対応のほか²⁴、被災企業向け債権の簿価による公的な買取り等も提案されている²⁵。いわゆる不良債権等の公的買取りは、公的資本増強と並ぶ不良債権処理問題に対する対応策（貸出拡大に向けた民間金融機関に対する支援策）の一つであった。もちろん、今般の被災による「二重ローン問題」は、被災者に対してどのように資金提供を行うかという視点からの問題であり、その意味では従来の不良債権処理問題とは、大きく問題が異なる。しかしながら、民間金融機関にとって、最終的には「二重ローン（特にそのうちの既存ローン）」を不良債権と評価せざるを得ないとすれば、それは被災者に対する資金提供に制約をもたらすことになりかねない。こうした観点から、これまでの公的資本増強や不良債権等の公的買取りの実績なども踏まえ²⁶、被災金融機関の支援にとどまらず、被災者が必要としている新規の資金需要に民間金融機関が適切に応えることができるよう、今後の金融支援スキームを検討していく必要があるように思われる。

¹ 気仙沼信用金庫理事長菅原務「行政・地域経済・金融の三位一体の取組みが必要」『週間金融財政事情』（2011.5.2）16頁

² さらに、3月22日には、その趣旨の徹底を求める「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置の更なる周知徹底等について」が発出されている。

³ 全国地方銀行協会及び全国信用金庫協会が3月25日以降、全国銀行協会が4月1日以降、第二地方銀行協会4月8日以降、全国信用組合中央協会4月18日に、それぞれ関連文書を公表している。

⁴ 6信用金庫は、宮古信用金庫、杜の都信用金庫、石巻信用金庫、気仙沼信用金庫、ひまわり信用金庫及びあぶくま信用金庫。3信用組合はいわき信用組合、相双信用組合及び石巻商工信用組合。

⁵ この談話においては、併せて、金融庁において災害の発生に乗じた不適切な取引を防止するため市場の厳格な監視を行っていく旨も示されている。

⁶ 日経平均株価は、震災前日の終値10,434.38円から、15日には終値8,605.15円と1,800円以上下落した。

⁷ 平成22年分の所得税については、平成23年2月16日（贈与税は同2月1日）から同年3月15日までが申告期間となっていた。

⁸ 延長後の申告等の期限については、「今後、被災者の状況に十分配慮して検討していく」としている（平23.3.15国税庁「東北地方太平洋沖地震により多大な被害を受けた地域における申告・納付等の期限の延長の措置について」）。また、これらの地域以外においても、交通途絶等により申告等が困難な場合には、期限延長が認められる。

⁹ 函館税関及び横浜税関管内においては、被災により業務が停止された官署もあった。その中には、横浜税関仙台空港税関支署のように、5月10日現在も業務を停止している官署もある。

¹⁰ 「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により多大な被害を受けた地域における申告・納付等の期限の延長の措置について」（財務省関税局平23.3.12及び3.15付け）。なお、これらの国税関係の措置に関連して、平成23年3月30日に参議院財政金融委員会においてなされた「関税定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」では、「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害が広範囲にわたり大規模に発生していることにかんがみ、多大な被害を受けた地域における関税を始めとする国税の申告・納付等の期限の延長については、被災者の状況に十分配慮して行うとともに、地震の被害に対応した税関手続の簡素化等により、迅速かつ円滑な通関が行われるよう、柔軟な対応に努めること。」とする項目が付されている。

¹¹ 「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害等を踏まえた年度末金融の円滑化について」（金

融庁金融監督局長平 23. 3. 23)

¹² 白川日銀総裁は参議院財政金融委員会における日本銀行法第 54 条第 1 項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件（いわゆる日銀報告）の調査の際、問題はなかったとの認識を示している。第 177 回国会参議院財政金融委員会会議録第 7 号 12 頁（平 23. 4. 12）

¹³ 平成 23 年 3 月 30 日に参議院財政金融委員会で行われた同法案に対する附帯決議には、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に係る災害に対する金融上の措置については、引き続き迅速かつ弾力的な対応が行われるよう特段の配慮を払うとともに、今後の復旧・復興、被災者の生活・事業の再建に向けた資金需要に適切にこたえる対策を講ずること。」とする項目が付されている。

¹⁴ 例えば、白川日銀総裁の Council on Foreign Relations 主催の会合における講演「東日本大震災：社会の頑健性と復興に向けた意思」（平 23. 4. 14）

¹⁵ 平成 23 年 5 月 6 日、菅内閣総理大臣は、中部電力株式会社に対して、浜岡原子力発電所のすべての原子炉の運転停止を要請し、5 月 9 日、中部電力はこれを受け入れている。これにより、電力供給力の制約の問題は、今後、更に深刻となることが予想される。

¹⁶ 「大震災の影響-日本の成長に対しては『一時』、堅調な域内経済に対しては『限定的』」世界銀行「東アジア大洋州地域報告書」（世界銀行東京事務所HP）による。

（<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/COUNTRIES/EASTASIAPACIFICEXT/JAPANINJAPANESEEXT/0,,contentMDK:22862905~menuPK:515520~pagePK:2865066~piPK:2865079~theSitePK:515498,00.html>）

¹⁷ 米国の格付け会社スタンダード・アンド・プアーズ（S & P）は、4 月 27 日に日本国債の格付け見通しを「安定的」から「ネガティブ（弱含み）」に変更し、見通しを下方修正している。なお、現在の格付け AA- は、今年 1 月に AA から引き下げられたものである。

¹⁸ この改正は、災害対策特別委員会に付託され、5 月 2 日に成立した「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案」（閣法第 63 号）に盛り込まれている。同法には、このほか国家公務員共済組合法や特別会計法（漁船再保険及び漁業共済保険特別会計関係）の改正等も含まれている。

¹⁹ この措置には、認定 NPO 法人等の大震災に関して被災者の救援活動等のため募集する寄附を指定寄附金とし、税額控除制度を導入する措置（税額控除率 40%、所得税額の 25%を限度）も含まれている。

²⁰ 「東日本大震災への税制上の対応について（詳細版）」（平成 23 年 4 月 18 日財務省）

²¹ 『日経新聞』（平 23. 4. 12、4. 19、4. 29 など）

²² 金融機能強化法に基づく資本増強の政府保証枠は、平成 23 年度で 12 兆円となっている。

²³ 「金融担当大臣談話-東日本大震災を受けた金融機能の確保について-」（平 23. 5. 13 金融庁）

²⁴ 日本弁護士会連合会は、4 月 22 日、「東日本大震災で生じた二重ローン問題などの不合理な債務からの解放についての提言」を公表している。

²⁵ 東日本大震災復興構想会議における達増岩手県知事の提案のほか、『日経新聞』（平 23. 5. 7）

²⁶ 従来の不良債権等の公的買取りの規模（所要額）は、公的資本増強に比し、かなり小さい。これは、従来の不良債権等の買取りは、基本的に適正な時価に基づいて行われてきたことが背景にある。簿価による買取りの場合、含み損の分だけ所要額が膨らみ、追加コストも増大する可能性がある。